

戦後占領政策と日本の現在(1)

われわれは、これにどう向き合おうべきか

教育問題委員会

はじめに

教育問題委員会は、前身である教育問題PTの頃から、文科省の学習指導要領の改正に伴う道德教育の開始の時期に合わせて、青少年がロール・モデル(お手本)とするに適した、旧軍人の言動を研究し、伝記風に記述し『偕行』に連載して参りました。日本陸軍軍人を主体とするその足跡を追うシリーズは、30回を数えます。いささかなりとも、日本軍人の徳操について、皆様にご紹介できたと自

負しております。当委員会では、これをもってこの「先人の足跡」シリーズをひとまず終了し、今後は新たに標記に関わる研究を進めることといたしました。研究結果は今までと同様、逐次『偕行』に連載して参りたいと思っております。

本稿では、当委員会が、なぜ今、戦後の出発点としての憲法及び占領政策について研究するべきと考えたか、その問題意識の所在について述べます。

1 安全保障環境の現状認識

戦後45年で冷戦構造が崩壊した後、ロシアの混迷、天安門事件、湾岸戦争等が生起する激動の時代に入ります。わが国の周辺では、北朝鮮の核開発の問題、朝鮮半島危機の発生、わが国を飛び越える弾道ミサイルの発射、その後イラク戦争、アフガニスタン紛争などが続きました。また、東日本大震災と福島原発事故による災害、北朝鮮の核実験と核武装、中華人民共和国の尖閣列島への脅威等、厳しい安全保障環境が続いています。

要するに、冷戦以後の中国の国力の驚異的伸張、北朝鮮の核武装化、

ロシアの衰退、アメリカの相対的な力の後退、核拡散の進行という冷戦後の大きな戦略環境の変化が進んでおり、中東、台湾やウクライナの情報勢を踏まえれば、わが国の安全保障態勢を整えるための時間はあまり残されていないと考えられます。

2 わが国の防衛政策の硬直性

専守防衛という防衛政策の柱が憲法から直接導き出されていることに象徴されるように、憲法の平和主義、そして、戦力不保持や交戦権の否認に見られる国家主権の重要な部分を放棄するその考え方は、国家が採りうる政策の幅をはじめから狭く制限してきました。その結果、安全保障政策全般の強い制約となつていま

戦後、「戦力」の保持ができないという憲法上の制約の下、わが国は国力の伸張を経済に求めました。戦争終結直後の占領下における国民の疲弊、食糧の不足、産業の壊滅という状態から、まずは国民生活の向上からはじまり、所得倍増、産業の振興等経済一辺倒に進んできた結果、

一時は世界第2の経済大国と言われるまでに国力は向上しました。

冷戦後のわが国をめぐる安全保障環境が厳しくなる中、ようやく第2次安倍政権において、憲法解釈を修正し、集団的自衛権の一部を認める平和安全保障法制を制定しました。しかしながら、戦後これほど大きくわが国の安全保障を取り巻く環境が変化し、さらに台湾をめぐる情勢やウクライナ紛争の現実に直面して

も、わが国の防衛政策の大枠は、先づきの集団的自衛権の解釈を除いて本質的に変化はなく、国民の危機感も希薄な状態が継続しているように見えます。

3 戦後の経済第一主義

憲法の第9条の規定、すなわち「国権の発動たる戦争と武力による威嚇と行使」の放棄、「戦力」の不保持は、世界的にも希有なものです。これにより、わが国は、その発展の方向を経済成長に絞った、否、絞らざるを得なかったと言つてよいでしょう。ある面、戦力を保持しないという考え方は、その経済第一主義の方向性に国力を集中するという意味で実上好都合でした。

これによって、世界第2の経済大国となつたわが国は、冷戦終了後に

においても、引き続き日米安保条約の再定義を行い抑止力の大きな部分を米国の軍事力に頼る選択をしました。しかしながら、ソ連の崩壊は、米

国が強大な敵を失った事を意味しました。すると今度は、日本の経済力が脅威であるという意見が米国において見られるようになります。なぜなら、ソ連が存在していたときは対ソ抑止のために西側の結束を重視したため控えていたが、その必要がなくなったからです。そして、経済構造協議などを通じて日本の特殊性を指摘し、規制緩和を強く要求するようになります。

その結果、わが国は、おのずとグローバルゼーションに適応する方向に進みました。経済成長こそが国家の目標という考えは、冷戦が終わった後も強まりこそすれ弱まることはなかったのです。しかし、冷戦後30年の日本は、「失われた20年」といわれたように極端な低成長経済に陥り、国民一人あたりのGDPは先進国でも最低レベルといつてよいところまで落ち込んでいます。国民のあいだの経済格差も拡大し、戦後至上

の国家目標であった経済第一主義により持続的成長を達成し国民生活を

豊かにすることもすでに幻想となりつつあるように見えます。冷戦後の経済成長重視は、その意図に反して現在では全く実質が伴わなかったといえるでしょう。

4 日本社会の変質

団塊の世代前後の人たちが子供の頃の日本は、まだ、親の世代から「勤・儉・讓」という道徳を教えられていたのではないのでしょうか。しかし、これらは近代化の中で、特に戦後は絶えて聞かれなくなったように思われます。いや、むしろ自由主義と資本主義のもと、個性を尊重し自らを主張することが称揚され（反讓）、消費は経済成長のためには美德とされ（反儉）、ゆとりが重視される（反勤）時代となりました。戦後すぐに生まれ育った「団塊」の前後世代は、これでよいのだろうかという、少なからず座り心地の悪い感覚、あるいは罪悪感のようなものを感じている人も少なくないのではないのでしょうか。これは、ある意味で道徳観のねじれがもたらすものではないでしょう。

戦後の教育においては、個人の権利を強調しています。一方で、私た

ちは、そのような自由主義的な社会において必要な自立した強い個を育ててきたのでしょうか。

また、戦後の日本経済の急成長は、国が主導性を持つて計画した面が強いと考えますが、次第に日本型経営に代表される日本の特殊性が主として米国から非難されるようになりまして。規制緩和が行われ、国家主導の産業政策は忌避され、会社は社員との共同体という意識から株主のものであるという意識に変化していきま

す。競争社会が称揚され、身の周りにある共同体は徐々に希薄になっていき、個人を包み込む共同体は、わずかに各核家族が残されているという状況となってきたのではないのでしょうか。このような中で、先に述べたような伝統的な価値観は顧みられなくなりました。わが国の国家体制が大き

く変換した明治維新から近代化を進めたわが国は、西欧の政治経済システムを取り入れる一方、伝統的な国民の生き方・価値観とのバランスを取るために、明治憲法とほぼ同時に教育勅語を制定したと考えられます。戦後は、更に徹底して国家の体制変換をもたらした日本国憲法に対

して、教育勅語については廃止する一方で、同勅語に替わる歴史に裏打ちされた国民の生き方・価値観を支える仕組みとなるものを準備しないままできました。そして、戦後の我が国は、個人の個性と能力を重視するシステムを目指しながら、そのようなシステムに不可欠な、自立する強い個人となる覚悟を国民に求める努力はなされてこなかったように見えます。日本社会の質の変化は、不祥事の多発など種々の面で、すでに私たち国民の眼にもかなりはつきりした輪郭をもって見えてきているように思えます。

むすび

以上のような戦後の変化やわが国の歩の進め方を私たちはどのように受け止め考えるべきなのでしょう。戦後の枠組みの影響は広範にわたりますが、とりわけ、防衛のための戦力の保持と交戦権を否認するという、国家主権の根幹部分をその時々

- 1 深く進行する日本社会の変化
- 2 現在の特性をもたらした要因
- 3 戦後占領政策について
- (1) 戦後占領政策の概要
- (2) W G I P
- (3) 教育改革
- (4) 日本国憲法制定
- 4 今後われわれはどう向き合っていくべきなのか？
- 5 結言